

議員提出第3号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年3月24日提出

安城市議会議員	今	原	康	徳
〃	杉	山		朗
〃	杳	名	喜	代治
〃	大	屋	明	仁
〃	石	川		翼
〃	松	本	佳	栄
〃	守	口	晶	治
〃	石	川	い	くこ

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「子育て健康部」を「こども健康部」に改める。

第6条の見出し中「、懲罰特別委員会」を「及び懲罰特別委員会」に改める。

第10条の見出し中「、秩序保持権」を「及び秩序保持権」に改める。

第17条第1項ただし書中「発言する」を「、発言する」に改める。

第19条第2項中「討論」を「、討論」に改める。

第20条中「市長」を「、市長」に、「説明」を「、説明」に改める。

第21条第1項中「第1号」の次に「。以下「会議規則」という。」を加え、「これ」を「、これ」に改める。

第23条中「その委員会」を「、その委員会」に改める。

第24条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第25条第3項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第28条第1項中「議長」を「、議長」に改める。

第30条（見出しを含む。）中「議会規則」を「会議規則」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市事務分掌条例の改正に伴い、必要があるため。